

ホームページの作成・運用にかかわるガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは福井市日新小学校ホームページを公開するにあたり、適正な学校ホームページの管理運営に必要な事項を定めるものとする。

2 ホームページ開設の目的

本校の教育活動や学校運営の状況を積極的に保護者や地域の方々に公開し、信頼される学校づくりを進めていくことを目的とする。また、家庭・地域・学校が連携し、地域に根ざした学校づくりを進めていく。

3 ホームページ管理責任者及び運営組織

- (1) ホームページの管理責任者は校長とする。
- (2) 校長は、ホームページの円滑な運営のため、ホームページ運用責任者を任命する。
- (3) ホームページ運用責任者は、作成（更新）者を招集しホームページの検討を行なうとともに、ホームページの適切な運営に努める。

4 ホームページ作成（更新）者

- (1) 本校に在籍する教職員または児童とする。
- (2) 児童が作成（更新）するページについては、教職員が指導するものとする。その際、著作権などの知的所有権の保護や、個人情報の保護等について徹底すること。

5 ホームページの作成（更新）・公開手順

- (1) ホームページ作成（更新）者はページの作成（更新）が完了した場合、ホームページ運用責任者に、承認と公開の依頼する。
- (2) ホームページ運用責任者は、承認処理の後、福井市が管理するサーバーに公開処理を行なうことで、該当ページが公開される。

6 ホームページの内容

(1) 掲載する内容

- ア 学校の教育目標、指導方針、教育内容
- イ 児童の学習活動（授業、学校行事、作品等）
- ウ その他、教育的効果があると認められるもの、または広く学校を知ってもらう上で必要と認められるもの。

(2) 掲載してはならない内容

- ア 教育上不適切なもの。
- イ 特定の個人に不利益をもたらすもの。
- ウ 児童及び教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの。
- エ 著作権等の知的所有権を侵害する恐れのあるもの。

オ その他，学校ホームページとしてふさわしくないと判断したもの。

7 個人情報の取り扱い

学校行事や教育活動の写真や児童の作品等に関して，児童の人権及び安全確保のため，個人を特定できる情報を掲載しないよう留意する。

(1) 個人情報にあたる情報

氏名，住所，生年月日，電話番号，身体的特徴等をさす。

(2) 写真等についての取り扱い

集合写真や活動風景写真の他，効果的であると判断した場合は，掲載を妨げない。ただし，掲載した内容について，本人や保護者から内容の訂正又は削除の要請，著作権侵害の指摘を受けた場合は，管理責任者と運用責任者は速やかに対応する。

8 日常の管理

ホームページ運用責任者は，定期的にホームページの内容についてチェックを行い，不足する内容があれば，ページ作成者に作成するよう指示し，更新のないものは更新するよう指示を行なうとともに，ホームページの適正化を図る。

9 ホームページの公開期間等

ホームページの公開期間は，年度単位を基本とする。また，必要な内容については，バックナンバーとして保存，閲覧可能な状態で公開するか継続掲載し，情報の蓄積にも配慮する。

10. ガイドラインの見直し

このガイドラインの内容について見直しの必要が生じたときは，関係機関と協議の上，見直しを行う。

11. ガイドラインの公表

本ガイドラインは，本校ホームページ上に公表する。

附則 このガイドラインは，平成22年9月1日から施行する。